

岩手県企業局管理規程第1号

県営工業用水道供給規程及び県営工業用水道ろ過規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月22日

岩手県企業局長 佐藤 学

県営工業用水道供給規程及び県営工業用水道ろ過規程の一部を改正する規程

(県営工業用水道供給規程の一部改正)

第1条 県営工業用水道供給規程(昭和53年岩手県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類の提出)</p> <p>第24条 この規程により管理者に提出する書類は、県南施設管理事務所を経由して、<u>3部</u>提出しなければならない。</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊤</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>氏名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>住所</u></p> <p>次のとおり <u>名称</u> を変更したので、県営工業用水道供給規程第4条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;"><u>事務所の所在地</u></p> <p>[略]</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第24条 この規程により管理者に提出する書類は、県南施設管理事務所を経由して提出しなければならない。</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり <u>氏名(住所、名称、事務所の所在地)</u> を変更したので、県営工業用水道供給規程第4条の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第2号中「㊤」を削る。

改正前	改正後																								
<p>様式第3号(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <p>2 工業用水使用現況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">使用水量 (1立方メートル)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 工業生産現況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">出荷額</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 工業生産の見通し</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <p>[略]</p> <p>5 工業用水需用の見通し</p> <p style="text-align: right;">(単位: 立方メートル)</p>	[略]	使用水量 (1立方メートル)	[略]		[略]		[略]	出荷額	[略]		千円		<p>様式第3号(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <p>2 工業用水使用現況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">使用水量 (単位: 立方メートル/日)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 工業生産現況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">出荷額</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 工業生産の見通し</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <p>[略]</p> <p>5 工業用水需用の見通し</p> <p style="text-align: right;">(単位: 立方メートル/日)</p>	[略]	使用水量 (単位: 立方メートル/日)	[略]		[略]		[略]	出荷額	[略]		百万円	
[略]	使用水量 (1立方メートル)	[略]																							
	[略]																								
[略]	出荷額	[略]																							
	千円																								
[略]	使用水量 (単位: 立方メートル/日)	[略]																							
	[略]																								
[略]	出荷額	[略]																							
	百万円																								

<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>決定条件</p> <p>給水期間満了の際県又は使用者から<u>なんら</u>の申出がない場合は、この決定は、更に1年間有効とし、その後もこの例によるものとする。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>決定条件</p> <p><u>1 使用者は、原則として基本使用水量を減量することができない。</u></p> <p><u>2 給水期間満了の際県又は使用者から何らの申出がない場合は、この決定は、更に1年間有効とし、その後もこの例によるものとする。</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>様式第5号中「㊸」を削る。</p>	

改正前	改正後
<p>様式第7号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊸</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け<u>岩手県企業局指令企業</u> 第 号で承認された給水施設等の新設（増設、改造、修繕、撤去）工事に、次のとおり着手するので、県営工業用水道供給規程第9条第4項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊸</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け<u>岩手県企業局指令企業</u> 第 号で承認された給水施設等の新設（増設、改造、修繕、撤去）工事が、次のとおり完成したので、県営工業用水道供給規程第9条第5項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第7号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け_____第 号で承認された給水施設等の新設（増設、改造、修繕、撤去）工事に、次のとおり着手するので、県営工業用水道供給規程第9条第4項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け_____第 号で承認された給水施設等の新設（増設、改造、修繕、撤去）工事が、次のとおり完成したので、県営工業用水道供給規程第9条第5項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第10号中「㊸」を削る。

（県営工業用水道ろ過規程の一部改正）

第2条 県営工業用水道ろ過規程（昭和59年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（<u>基本ろ過水量</u>の決定）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p>	<p>（<u>基本ろ過水量等</u>の決定）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p>

[略]

氏名

㊦

[略]

[略]	
申込基本ろ過水量変更 予定時期	年 月
[略]	

[略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

2 工業用水使用現況

[略]	使用水量(立方メートル)
[略]	[略]

3 工業生産現況

[略]	出荷額	[略]
	千円	

4 工業生産の見通し

(単位:千円)

[略]

5 工業用水需用の見通し

(単位:立方メートル)

[略]

[略]

様式第3号(第4条関係)

[略]

決定条件

ろ過期間満了の際県又は使用者からなんらの申出がない場合は、この決定は、更に1年間有効とし、その後もこの例によるものとする。

[略]

[略]

氏名

[略]

[略]	
受水期間	年 月 日まで 年間
[略]	

[略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

2 工業用水使用現況

[略]	使用水量(単位:立方メートル/日)
[略]	[略]

3 工業生産現況

[略]	出荷額	[略]
	百万円	

4 工業生産の見通し

(単位:百万円)

[略]

5 工業用水需用の見通し

(単位:立方メートル/日)

[略]

[略]

様式第3号(第4条関係)

[略]

決定条件

1 使用者は、原則として基本ろ過水量を減量することができない。

2 ろ過期間満了の際県又は使用者から何らの申出がない場合は、この決定は、更に1年間有効とし、その後もこの例によるものとする。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の県営工業用水道供給規程第24条(県営工業用水道ろ過規程第13条において準用する場合を含む。)の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する書類について適用し、施行日前に提出した書類に

については、なお従前の例による。

- 3 この規程による改正後の県営工業用水道供給規程及び県営工業用水道ろ過規程に定める様式は、施行日以後に提出する届出書等又は交付する通知書について適用し、施行日前に提出した届出書等又は交付した通知書については、なお従前の例による。
- 4 この規程による改正前の県営工業用水道供給規程及び県営工業用水道ろ過規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。